

保証制度のポイント

市町融資制度保証

ココをチェック!!

通常より信用保証料率や貸付利率が低く設定されている等、中小企業者の皆さまには有利な条件となっています！

	中小企業 振興資金融資	中小企業 季節資金融資	中小企業設備 近代化資金融資	中小企業緊急 経営資金融資	中小企業経営 安定化資金融資
1 保証対象者	中小企業者 及び組合	中小企業者 及び組合	中小企業者 及び組合	中小企業者 及び組合	経営安定関連1号 から8号の認定を 受けた中小企業者 ※市町長の認定書 (セーフティネット 保証に係る認定 書)が必要です。
2 資格要件	各市町内に事業所を有する方 制度ごとのご利用いただける市町は下記のとおり				
	松山市 今治市 新居浜市 八幡浜市 宇和島市 東温市 西条市 大洲市 四国中央市 伊予市 西予市 久万高原町 内子町 伊方町 鬼北町 松野町 愛南町 砥部町	松山市 新居浜市	松山市 今治市	八幡浜市 西予市 今治市 新居浜市 四国中央市 ※直近の3ヶ月間 の月平均売上高 が昨年同期の月 平均売上高と比 較して5%以上 減少 (注)新居浜市、四国 中央市は特例 で3%以上減少 の要件に緩和 されています。	松山市 今治市
3 保証限度額	上限 500万円	上限 300万円	上限 1,000万円	上限 1,000万円 但し、中小企業振 興資金との併用 は不可	上限 1,000万円 但し、中小企業振 興資金または中 小企業緊急経営 資金と合算して 1,000万円以内
4 資金使途	運転資金 設備資金	運転資金	設備資金	運転資金	運転資金
5 保証期間	5年以内	5ヶ月以内	7年以内 (据置期間 6ヶ月含む。)	6年以内 (据置期間 12ヶ月含む。)	7年以内 (据置期間 12ヶ月含む。)

■市町制度とは

市町制度は、各市町が融資制度の運用資金を指定金融機関に預託するとともに、その融資に対して信用保証協会が信用保証を行うということによって運用されているもので、各市町と信用保証協会並びに指定金融機関の三者の相互協力により、各市町内の中小企業者の経営の安定化や設備近代化に必要な資金の融通を円滑にし、もって中小企業の振興を図ることを目的に設けられた制度です。

(1)申込から融資実行までの流れ

①融資申込

中小企業者は金融機関等に融資を申し込みます。

②事前相談

金融機関等は事前に信用保証協会に協議をします。

③受付

事前相談後、申込書類一式を市町(市町により商工会議所・商工会が窓口となっているところもあります。)に提出します。

④審査

市町等から信用保証協会に申込書類一式が送られ、信用保証協会の審査により融資の諾否が決まります。(市町によっては審査会が開かれます。)

⑤融資実行

信用保証協会から金融機関に信用保証書を発行すると、融資が実行されます。

(2)融資申込提出書類(松山市の場合)

必要書類	個人の場合	法人の場合
資金融資申込書	1式	1式
特定中小企業者の認定書(経営安定化資金を申し込む場合)	1通	1通
市税の完納証明書	1通	1通
決算書		1通
合計残高試算表		1通
確定申告書の写し	1通	
参考資料	1通	
定款の写し		1通
商業登記簿謄本の写し		1通
宣誓書	飲食業のみ	飲食業のみ
手持工事一覧表	建設業のみ	建設業のみ
許認可書等の写し	許認可等が必要とする業種	許認可等が必要とする業種
信用保証協会提出資料一式	1通	1通

設備資金の場合(追加資料)

必要書類	個人の場合	法人の場合
見積書の写し	1通	1通
賃貸借契約書の写しおよび改装承諾書	1通	1通

－3つの市町制度の特徴－

通常より貸付利率や信用保証料率が低く設定されています。
一部の市町では信用保証料を負担してくれます。

●中小企業振興資金融資制度

保証対象者 市内に本店(法人の場合)・住所(個人事業主)を有し、市町税を完納している方

融資限度額 500万円以内

金利 市町、金融機関、保証協会の3者が定めた利率(※)

連帯保証人 個人/不要 法人/原則、代表者のみ

融資期間 5年以内

信用保証料率 0.45～1.66%

担保 必要に応じ徴求

(※)日本政策金融公庫の基準金利から数%引下げた金利を適用している市町が多い。

●中小企業緊急経営資金融資制度

(八幡浜市、西予市、今治市、新居浜市、四国中央市でご利用いただけます。)

直近3ヶ月の月平均売上高が前年同期比5%以上(※)減少している方に対し、1,000万円まで融資が可能です。

(※)新居浜市、四国中央市は特例として3%以上減少に要件が緩和されています。

(注)本制度は中小企業振興資金との併用は不可です。

●中小企業経営安定化資金融資制度

(松山市、今治市でご利用いただけます。)

中小企業信用保険法第2条第5項(経営安定関連)各号に定める特定中小企業者の認定を受けている方に対し、1,000万円まで融資が可能です。

(注1)本制度は中小企業振興資金または中小企業緊急経営資金との合計融資残高で1,000万円が限度となります。